

平成26年度（2014年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）の専決
処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年(2014年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

平成26年度（2014年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）
に関する専決処分書

平成26年度（2014年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）を別紙のとおり定める
ことにつき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年（2014年）11月19日

東京都町田市 市長 石 阪 丈 一

平成26年度（2014年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）

平成26年度（2014年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,316,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年（2014年）11月19日専決処分

東京都町田市長 石 阪 丈 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 都 支 出 金		千円 18,218,890	千円 164,300	千円 18,383,190
	3. 委 託 金	820,160	164,300	984,460
歳 入 合 計		143,152,562	164,300	143,316,862

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		千円 18,919,330	千円 164,300	千円 19,083,630
	4. 選 挙 費	133,163	164,300	297,463
歳 出 合 計		143,152,562	164,300	143,316,862